

<p>(関連分野) 介護・子育て・医療</p>
<p>(事業の名称) 刑務所出所者等の日常生活支援事業</p>
<p>(関係省庁名) 厚生労働省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度予算(案)において、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等の社会復帰支援のため、地域生活定着支援センター(仮称)を設置することとしている。 ○ これにより、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等は、出所後、地域のグループホームや福祉施設等において地域生活を開始することとなる。 ○ 地域生活開始後は、保護観察所や地域生活定着支援センター(仮称)の関与は少なくなるため、新たに生活を開始したグループホームや福祉施設等において、円滑な社会復帰のための日常生活の支援や相談を行い、不安を取り除く必要がある。 ○ このため、市町村がグループホームや福祉施設を運営する社会福祉法人やNPO法人に委託し、日常生活の支援を行う職員を雇用するとともに地域生活に必要な環境づくりを行う。 ○ また、医療を必要とする刑務所出所者等の地域社会での安定した生活に資するよう、医療体制の充実も図る。 <p>(実施主体) 都道府県による直接実施又は都道府県が刑務所出所者等を受け入れた社会福祉法人やNPO法人等に委託</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：刑務所出所者等が地域において安定的に生活を営むことが可能となる。</p>
<p>(先行事例) 特になし</p>
<p>(期間後の取扱い)</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 高倉恵子 / 係長 村野伸介 電話番号：03-3595-2612 / ファックス：03-3503-3099</p>